第２号様式

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>担　当　部　課</td><td colspan="2">市民生活部環境課</td></tr>
<tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">令和５年４月１日</td></tr>
<tr><td>業　　務　　名</td><td colspan="2">資源物（空き缶、スプレー缶・カセットボンベ）売払業務</td></tr>
<tr><td>業 務 の 概 要</td><td colspan="2">市で収集（ステーション回収）した資源物（空き缶、スプレー缶・カセットボンベ）を売払う業務</td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td colspan="2">⑴　契約単価(税込、有償)
空き缶（アルミ缶及びスチール缶混在）　４７．０円/kg
スプレー缶・カセットボンベ　１．０円/kg
⑵　売払予定金額６，５９９，０００円（税込）
※　単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</td></tr>
<tr><td>契約の相手方</td><td colspan="2">株式会社岩田清掃</td></tr>
<tr><td rowspan="8">根　拠　規　定</td><td colspan="2">地方自治法施行令第１６７条の２第１項
（該当する□欄に印をつけること）</td></tr>
<tr><td>☑ 第２号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第３号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第５号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第６号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第７号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第８号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第９号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr>
<tr><td>随意契約理由の説明
及び
契約相手方の選定理由</td><td colspan="2">本市のスプレー缶及び空き缶の収集運搬業務（委託）は、パッカー車及び貨物車両（平ボディ車）で行い、また収集運搬を行う株式会社尾東は、瀬戸市に事業所を有することを勘案し、車両の搬入が可能であり、かつ、近隣に事業所を有する事業所を選定した。</td></tr>
</table>

※　契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部環境課です。